

最高裁において平成二五年に確定した死刑判決一覧

永 田 憲 史

先に紹介した、最高裁において永山事件第一次上告審判決以降平成一九年（二〇〇七年）末までに確定した死刑判決の一覧⁽¹⁾、最高裁においてその後確定した死刑判決一覧の補遺として、最高裁において平成二五年（二〇一三年）に確定した死刑判決を紹介することとしたい。いずれも、最高裁判所裁判集刑事（裁判集刑、集刑）三一〇号乃至三一二号に掲載されたものである。

平成二五年には、第一審で無期懲役が言渡され、控訴審でも無期懲役が維持された事件に対し、検察官が死刑選択基準に関する判例違反を主張して行なった上告について、最高裁が棄却している⁽³⁾。

なお、死刑選択基準に関する分析については、拙著をご覧いただきたい⁽⁴⁾。

一、紹介方法及び凡例

紹介方法及び凡例は、先に紹介した一覧と同様とした。すなわち、被殺者数三名以上の事案、被殺者数二名、被殺者数一名の事案に分けて紹介する。また、被殺者数二名及び被殺者数一名の事案については、死刑選択基準を考察する上で重要であると考えたため、犯行の目的別に分類した。

事案の概要は、確定した判決の判決文によった。審級間で量刑が異なった事件については、できる限り、審級ごとに判示された

量刑事情について紹介することとした。

《凡例》

【被殺者数——同一被殺者数・同一類型中の判決順】

* 判決順の番号は、永山事件第一次上告審判決以降の通し番号とする。

J… 犯行当時少年

Li… 無期懲役で服役後、仮出獄・仮釈放中の犯行

二、被殺者三名以上の事案

【4-21】 最判平二五年六月七日裁判集刑三二一〇号一頁

所属する暴力団の組長から命じられるなどして対立する暴力団の元幹部を殺害しようとスナックで拳銃を発射し、一般客二名を含む四名を殺害、元幹部ら二名に重傷を負わせる殺人未遂。共犯、実行役、少なくとも一名は射殺、大きな役割。この事件前に元幹部に拳銃を発射し重傷を負わせる殺人未遂。計画性。厳しい処罰感情の被害者遺族も。一部の遺族と和解。殺意や共謀を否認するなど不合理な弁解、真摯な反省なし。

【3-26】 最判平二五年一月二九日裁判集刑三二〇号一頁《第一審無期懲役》

架空請求詐欺を行う組織的団体内部での仲間割れにより、他の構成員と共謀の上、三名を殺害、一名を傷害致死。高額の報酬を払って暴力団関係者に依頼して死体遺棄。他に傷害。共犯、他の一名の構成員とともに犯行の中核メンバー、殺害の謀議において重要な役割、傷害致死に大きく寄与、いずれの実行も決定付けるなど大きな役割。犯行後に口止め、二名の殺害への関与を否認、真摯な反省窺えず、更生可能性乏しい。第一審は、後掲【3-27】の被告人に比べて、関与、役割の程度に大きな開きがある。

あったとして無期懲役を言渡した。控訴審は、死刑を言渡した（控訴審の判決文は入手できなかった）。

【3-27】 最判平二五年一月二十九日裁判集刑三二〇号二一七頁

【3-26】の共犯者。他に組織的詐欺。一貫して謀議の中核を担い、主導性、中心的立場、二名の殺害実行を指示し死体遺棄のために暴力団関係者に高額報酬を用意するなど大きな役割。殺人への関与を否認するなど真摯な反省窺えず、更生可能性乏しい。

【3-28】 最判平二五年二月二十八日裁判集刑三二〇号二五三頁

【3-26】の共犯者。一名の殺害行為の中核部分を自ら進んで実行。共犯者らを恐れて殺害行為を実行、中核メンバー二名に対する従属性。前科なし。事実関係はおおむね認めて反省。

三、被殺者二名の事案

(c) その他の利欲目的

【2c-49】 最判平二五年二月十七日裁判集刑三二二号一四七頁

資産家宅に侵入し、金品を強取、姉弟を窒息死させ殺害。重機で畑に穴を掘り、死体遺棄。キャッシュカードなどによりATMから現金を窃取。多額の負債の返済に窮しての犯行。下見、供用物件の準備など計画性が高い。共犯、首謀者、断られても次々誘引、共犯者は無期懲役が確定。前科なし。地方公務員として長年稼働。反省の態度。

(e) 愛憎ほか

【2e-16】 最判平二五年二月二十五日裁判集刑三二二号七三頁

最高裁において平成二五年に確定した死刑判決一覧

金品を強く要求されるなどしたことに激高して、交際女性をハンマーで殴打して殺害。口封じのため、同女の妊娠中の友人をハンマーで殴打して殺害。各死体を切断し、ペンチで抜歯するなどして山中及び海中に遺棄。他に覚せい剤の所持、使用。殺害の計画性なし、偶発的。遺体の頭部は発見されず。業務上過失致死傷罪により服役、仮出獄して二か月後の犯行。生育歴悪い。基礎学力乏しい。不合理な弁解、反省窺えない。

四、被殺者一名の事案

なし。

(1) 拙稿「最高裁において永山事件第一次上告審判決以降に確定した死刑判決一覽(裁判集刑二九二号まで)」関西大学法学論集五九卷一号(二〇〇九)一〇九頁以下。犯行当時少年の被告人に対する死刑判決の一覽として、同「最高裁において第二次世界大戦終戦後に犯行当時少年の被告人に対して確定した死刑判決一覽」関西大学法学論集五九卷二号(二〇〇九)一四四頁以下。

(2) 拙稿「最高裁において平成二〇年に確定した死刑判決一覽」関西大学法学論集五九卷六号(二〇〇九)一〇〇頁以下、同「最高裁において平成二一年に確定した死刑判決一覽」関西大学法学論集六〇卷六号(二〇一一)五九頁以下、同「最高裁において平成二二年に確定した死刑判決一覽(付・裁判員裁判において平成二二年に言渡された死刑判決一覽)」関西大学法学論集六一卷六号(二〇一二)一八四頁以下、同「最高裁において平成二三年に確定した死刑判決一覽(付・裁判員裁判において平成二三年に言渡された死刑判決一覽)」関西大学法学論集六二卷六号(二〇一三)一頁以下、同「最高裁において平成二四年に確定した死刑判決一覽」関西大学法学論集六四卷一号(二〇一四)七五頁以下。最高裁において永山事件第一次上告審判決以降平成一九年(二〇〇七年)末までに確定した死刑判決をまとめたものとして、拙著『死刑選択基準の研究』(関西大学出版部、二〇一〇)二〇三頁以下。

(3) 最判平二五年一月一日裁判集刑三一二号七頁。

(4) 拙著・前掲注(2)。

* 判例資料の収集にあたって、関西大学図書館閲覧参考レファレンスカウンターに大変お世話になりました。記して謝意を表します。

最高裁において平成二五年に確定した死刑判決一覧

三三三 (二二〇四)